

## 太子町経営継続支援持続化給付金のご案内

|                |  |   |
|----------------|--|---|
| 概 要            | 新型コロナウイルスの影響により、1か月の売上が前年同月比 20%以上 50%未満減少した事業者の方に、町が 10 万円を支給します。   |   |
| 対 象 者          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内に事業所を有し、事業を行う中小企業者及び個人事業主<br/>(令和2年3月31日以前に開業している方に限る)</li> <li>・令和2年1月から12月までの期間のいずれか1か月の売上が、前年同月比 20%以上 50%未満減少した方</li> <li>・町税等を完納している方</li> <li>・国の持続化給付金及び兵庫県の休業要請事業者経営継続支援金の対象とならない方</li> <li>・他の市区町村で同様の給付金の支給を受けていない方</li> </ul> |   |
| 給 付 額          | 10 万円 (1 事業者につき 1 回限り)   |   |
| 申請方法           | 令和3年2月28日までに、下記書類を産業経済課窓口へ持参または郵送してください。   |   |
| 申請書類           | ①太子町経営継続支援持続化給付金交付申請書  |   |
|                | ②町内に事業所を有し、事業を行っていることが確認できるもの  | 登記事項証明書、法人事業概況説明書、開業届の写し、パンフレットなど   |
|                | ③売上減少となった月の売上を証するもの  | 帳簿等の写し (総勘定元帳、売上台帳等)  |
|                | ④売上減少となった月の前年同月の売上を証するもの   | 2019年の決算書または確定申告書の控え<br><法人><br>・確定申告書別表1<br>・法人事業概況説明書(2枚両面)<br><個人><br>・確定申告書第一表(青色・白色申告共通)<br>・所得税青色申告決算書(2枚・青色申告のみ)<br>※白色申告の場合は、収入金額等の営業等に記載した金額を12月で除した額を前年同月の売上とみなします。<br>[確定申告の義務がない場合]<br>・町県民税の申告書類の写し<br>[確定申告等が未完了の場合]<br>・2018年分の確定申告書等の控え |
|                | ⑤納税証明書   |   |
|                | ⑥誓約書   |   |
| お問い合わせ・申請書類提出先 | 〒671-1592 揖保郡太子町鵜 280-1<br>太子町役場 産業経済課 TEL : 079-277-5993  |   |